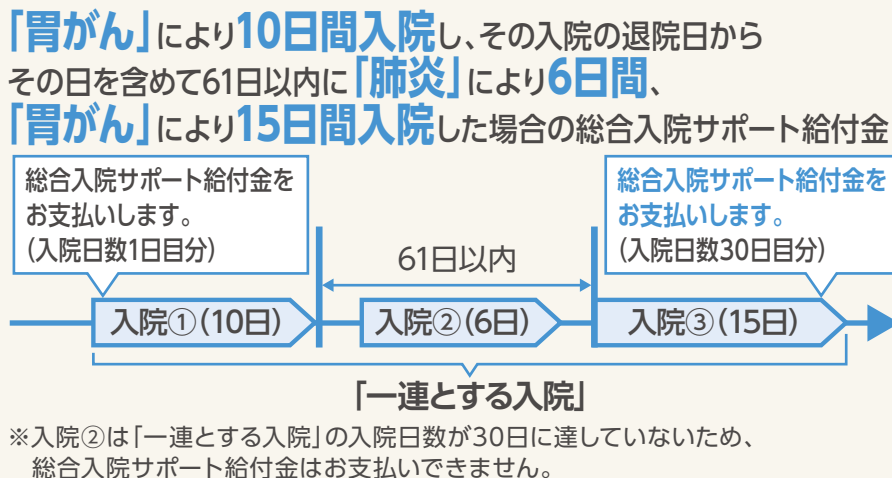
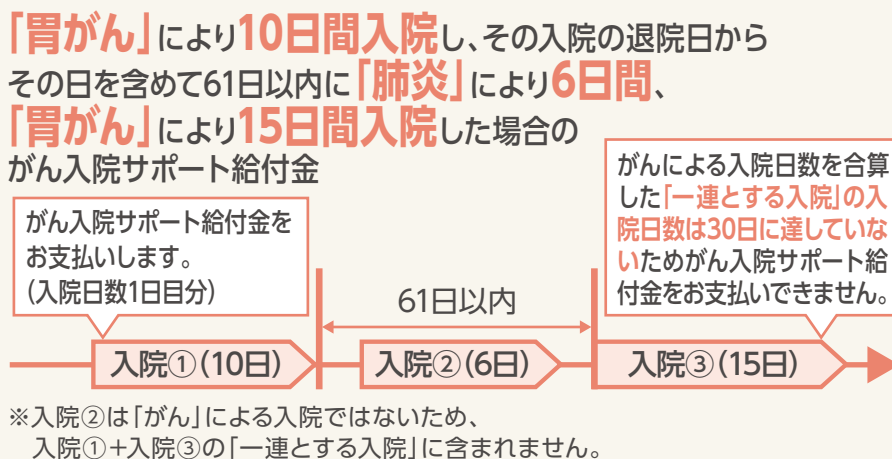


総合入院サポート給付金と がん入院サポート給付金のお支払い

総合 入院サポート 給付金の 場合



がん 入院サポート 給付金の 場合



解 説

- 総合入院サポート給付金は、最初の入院とその入院の退院日からその日を含めて61日以内に開始した入院は、入院の原因を問わず、それらをあわせて「一連とする入院」として取り扱います。
- がん入院サポート給付金は、「がん」を原因として開始した最初の入院とその入院の退院日からその日を含めて61日以内に開始した「がん」を原因として開始した入院をあわせて「一連とする入院」として取り扱います。



特約により「一連とする入院」として取り扱う入院が異なる場合

「総合医療サポート特約023」と「がん医療サポート特約023」にご加入の場合のお支払い例

